

## 災害時の応急対策活動の実施に関する協定

(以下「甲」という。)と下野市(以下「乙」という。)とは、下野市内で災害等が発生した場合において、迅速な応急対策活動を実施するため、災害時の応急対策活動に関する実施要領に基づき、次のとおり協定を取り交わす。

### (目的)

第1条 この協定は、下野市内で災害等が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、乙が管理する公共施設の被災状況の把握並びに機能の保全及び回復に関する活動(以下「災害時の応急対策活動」という。)を実施するために必要な事項を定め、災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### (協力体制の報告)

第2条 甲は、緊急時の連絡先、従業者数及び建設資機材等の協力体制について、あらかじめ市長に申請するものとする。

2 甲は、協力体制等届出の内容に変更が生じたときは、変更後の協力体制について、市長に報告するものとする。

### (協力の要請及び受諾)

第3条 乙は、災害時の応急対策活動を実施する必要があると認めるときは、甲にその活動について協力を要請できるものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り乙の要請を受諾するものとする。

3 前項の協力の要請及びその受諾は、文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

### (活動の実施)

第4条 甲は、第3条の規定により乙の要請を受諾したときは、直ちに応急対策活動を実施するものとする。この場合、当該活動はその目的を達成するための最小必要限度のものとする。

2 乙は、甲が当該活動に要した経費を負担するものとする。

3 前項の経費の額は、当該活動内容に応じ、乙の積算基準に従い積算した額を基準に、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲は、活動の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

### (第三者に対する損害)

第5条 甲が、応急対策活動の実施に伴い乙または第三者に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償をするものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、その後の更新を妨げない。

2 前項の期間が満了する日までに、甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、当該協定はさらに1年間更新されるものとする。

(補則)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 下野市笹原26番地  
下野市  
下野市長